新型コロナウイルス
 感染症対策特別委員会
 提 言

令和2年6月 伊東市議会

【目 次】

1		は	Ü	め	に	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
II		提	言	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	1		企	画	•	危	機	管	理	に	係	る	事	項	に	つ	ţ	て	•	3
	2		財	政	に	係	る	事	項	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	5
	3		観	光	経	済	に	係	る	事	項	に	つ	Ļ١	て	•	•	•	•	7
	4		教	育	に	係	る	事	項	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	1	1
	5		医	療	福	祉	に	係	る	事	項	に	つ	Ļ١	て	•	•	•	1	3
	6		そ	の	他	事	項	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•	1	5
参	老	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7

I はじめに

今年1月、我が国で最初の新型コロナウイルスの感染者が確認されて以降、 感染は瞬く間に全国的に広まり、4月には政府が緊急事態宣言を発出するな ど、未曽有の事態が市民生活に影を落とすこととなりました。

現在、全国的に緊急事態宣言は解除されたものの、新型コロナウイルスの 感染拡大が、市民生活及び市内経済に与えた影響は計り知れないほど大きく、 依然として、社会経済活動の本格的な回復の目途が立たない中、市民は、先 行きが見えない不安を募らせております。

そのような折、本市議会では、5月15日臨時会において、全議員共同での議案提出により、新型コロナウイルス感染の拡大による市民生活及び地域経済への影響及び対策に関する調査を目的として、「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会」を設置いたしました。

行政当局におかれましては、日々変化する社会情勢に鑑み、日夜、その対策に奔走されていることと存じますが、本特別委員会におきましては、合議機関としての意義を認識する中で、様々な見地から、市民が求める感染症対策等を検証し、協議を重ねる中で、政策提言を取りまとめました。

本特別委員会の提言が、行政当局の感染症対策等を後押しし、ひいては、 住民福祉の向上につながることを期待するとともに、我が国のみならず、世界を取り巻くこの難局を、市民、行政当局及び市議会が一丸となり、ともに 乗り越えられることを切願し、ここに提言をいたします。

-	2	_
---	---	---

II 提言

1 企画・危機管理に係る事項について

(1) コロナ禍における避難所等の運営マニュアルの整備について

今般の日本各地での地震発生及び台風シーズンを迎えることを踏まえ、コロナ禍における大規模災害の発生に備え、国通知「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」を参考に、感染拡大防止を徹底した避難所等の運営マニュアルの整備を図る。

(2) ウェブ会議等の実施に向けた環境整備の推進について

市が主催する会議等には、意思決定をしなければならない計画等もあるものと勘案することから、情報の伝達、共有、発信、活用等のために、市役所庁舎内の関係各部署において、ウェブ会議の実施に向けた環境整備を推進する。あわせて、関係機関との連携体制づくりを推進する。

(3) テレワークやオンライン学習・授業等を踏まえた、時代の流れや 生活様式に合った移住定住施策の展開について

今般のコロナ禍においては、テレワーク等の新しい生活様式が提案されている状況があるが、インターネットを活用したテレワークやオンライン学習・授業の環境整備が推進され、取り入れられていることに鑑み、移住定住施策として、自然豊かな伊東の地で暮らすことの選択肢を提案し、移住希望者に対し発信するなど、時代の流れや生活様式に合った移住定住施策を展開する。

_	4	_
---	---	---

2 財政に係る事項について

(1) 基金の運用方法の検証及び予算の組み替えについて

コロナ禍における経済対策等を目的とした財政投融資後において、 各基金の運用方法の変更等も視野に入れた財源確保のための検証を 行うとともに、早急に令和2年度予算の組み替えを行う。

(2) 国、県の補助金制度の活用及び災害に備えた予算の確保について

大規模災害に備えた財政計画及び予算確保を速やかに進めるとと もに、国、県の様々な補助金制度等の情報収集及び活用により、財 政の安定化を図る。

3 観光経済に係る事項について

(1) 市内の各種団体に対する支援について

市内の多くの団体では、会員等の収益の悪化により、組織活動に 大きな支障を来すおそれがあり、また、市内が活況となる夏期にお いても経済の低迷が見込まれる状況にあることから、各種団体の実 態を把握する中で、必要とする支援策等を検証し、実施する。

(2) 市内飲食店や観光施設の感染防止策に対する補助について

市内飲食業や観光施設などの営業再開に際し、感染防止を徹底するため、店舗リフォーム振興事業の拡充等により、感染防止策に係る店舗の改修や消耗品の購入等に対し補助をする。

(3) 事業者の新たな取り組みを支援する補助制度等の拡充及び周知について

国、県、本市の補助事業や助成金など、対象となる全ての市民が、該当する支援制度にもれることなく利用できるよう、制度周知の方法について、既存の手段以外の方法も検討する。また、販路開拓や営業形態の変更など、事業者の新たな取り組みを後押しするため、商工会議所などと連携し、補助制度等の拡充を図る。

(4) I T導入補助金やものづくり補助金などの国の制度の周知及び利活用推進について

インバウンドの誘致には、相当の時間を要し、環境整備を行わなければならない状況を踏まえると、日本人顧客を増加させるための取り組みが必要となることから、マーケティングや予約管理、営業活動などを支援するITツールの導入に利用できる「IT導入補助金」や、新たなサービス開発のための設備投資等を支援する「ものづくり補助金」を活用するなど、国の制度を周知し、積極的に利活用を推進する。

(5) 循環型市内経済の再生を図る施策の充実により内需の拡大を図る ことについて

観光を基幹産業とする本市にとっては、新型コロナウイルス感染症の流行収束の兆しがあったとしても、爆発的な経済の再生は望みが薄いことから、特別定額給付金等に合わせて、市内経済への波及効果の高い市民限定の飲食・宿泊等のクーポン券の発行や、出資者にプレミアム還元をするクラウドファンディング型の市内飲食店応援企画、公共スペースの活用によりドライブスルー形式で物販を行うなど、循環型市内経済の再生を図る施策を充実し、内需の拡大を図る。

(6) 伊豆半島、特に東海岸の自治体と足並みをそろえた誘客施策の方針について

首都圏からの来遊客が多い伊豆半島、特に東海岸の自治体においては、現在の緊急事態宣言解除時における観光誘致及び今後、感染拡大の第2波が発生した場合の観光誘致について、情報共有や連携を図る中で、足並みをそろえて誘客施策の方針を決める。

(7) 旅行に対する不安感を払拭するための安心・安全に焦点を当てた 旅行のあり方について

アフターコロナ対策として、流行収束後の一変した新しい環境の中で観光施策を推進するため、旅行に対して感じる不安感を払拭することを目的としたガイドライン「旅行業界の新常態(Travelin the New Normal)」をまとめることで、宿泊、飲食、公共交通機関、イベントなどにおける衛生上の課題や対処方法などを提示し、健康面での安心に焦点を当てた旅行のあり方の指針を策定する。

(8) 本市にとって有効な観光事業であるキャンピング、グランピング の事業展開に対する支援について

今後の観光業界の取り組みとして、安心・安全に向けたオペレーションの再構築を図る上で、ファミリー層や少人数のグループ旅行などをターゲットに、自然豊かな「健康保養都市いとう」の魅力を生かすことのできるキャンピングやグランピングは、規制の厳しい国立公園内でも施設の設置が可能であり、本市にとって有効的な観光事業となることから、積極的に事業展開をする様々な企業と連携し、支援をする。

(9) 国の観光需要喚起施策「GO TO キャンペーン事業」にあわせ、積極的な観光誘致活動を行うことについて

新型コロナウイルス感染症の流行収束後の観光需要喚起施策として、国が打ち出す「GO TO キャンペーン事業」に合わせ、市内各経済団体と連携し、本市独自の積極的な観光誘致活動の実施及び予算確保を図る。また、新しい生活様式への取り組みに鑑み、観光関連業界との連携により、3密を避けるためのマニュアルを作成し、感染防止策の徹底状況を動画配信等で発信することで、安心・安全なおもてなしへの取り組みをアピールし、観光誘致を図る。



4 教育に係る事項について

(1) 学習動画の配信、オンライン授業の実施及び学校教育のICT化 について

我が国における、15歳の生徒がいる家庭のパソコンの非保有率は15.5%で、世界の各国(デンマーク0.5%、フィンランド1.7%、イギリス3.4%、アメリカ6.2%)と比較すると高くなっており、これは我が国の子供の貧困率とほぼ同率となっている状況である。先進国の中でも、学生のパソコンスキルが低いとされている我が国においては、学校教育におけるICT環境を整備することが課題であると考えるが、まずは、政府の緊急経済対策の「GIGAスクール構想」による一人一台端末の整備の前倒し実施に合わせ、感染拡大の第2波が発生した際に、学習動画を配信できるように環境整備を進める。また、今後を見据え、オンライン授業の実施に向けた環境整備及び学校教育のICT化の取り組みを力強く推進する。

(2) 外部人材や教材の活用ついて

始業後の学校生活に混乱を来さないためにも、国の政策にあわせ、 学びのおくれを取り戻すための外部人材や教材の積極的活用につい て推進する。

(3) 児童・生徒に対する心と体のケア及び不登校対策について

新型コロナウイルス感染症の影響による学校の臨時休業や生活環境の変化に鑑み、これまで以上に、児童・生徒に対する心と体のケア及び不登校対策を図る。また、特に、障害者・児については、環境の変化に敏感なため、個別対応をするなど、特段の配慮を図る。

(4) 再度の緊急事態宣言が発出された場合の学校運営体制について

withコロナの対策として、今後、本市で新たに感染者が確認された場合や、感染拡大の第2波、第3波による再度の緊急事態宣言が発出された場合に備えた学校運営体制を構築する。

(5) 園・学校での二次感染等防止のため、健康管理を徹底することについて

幼稚園、保育園、小・中学校における二次感染及びクラスター感 染防止のため、健康チェックシートを作成し、登校時に健康状態を 確認できるようにすることで、家庭と学校での健康管理を徹底する。

5 医療福祉に係る事項について

(1) 医療体制の構築、感染経路の追跡について

感染者確認時の二次感染やクラスター感染防止に対する医療体制 の構築を図り、感染経路の追跡などができる体制づくりを確立する。

(2) 感染者用病床数の情報提供について

市民への情報提供の重要性に鑑み、県や県東部地域との連携により、新型コロナウイルス感染者のための病床数や隔離施設等の情報について、積極的に発信する体制づくりをする。

(3) PCR検査等を実施する専用施設の確保について

医療機関の体制づくりの一つとして、院内感染等の防止に資する 観点から、夜間救急医療センターや市民病院の発熱外来棟など、P CR検査等を実施する専用施設を確保する。

(4) 医療機関等への物資の支給について

国の政策にあわせ、感染拡大の防止に必要なマスク、消毒液等が 不足している医療機関、介護サービス事業所、訪問看護事業所に対 し、物資を支給する。

(5) 新たな生活様式の励行、ガイドラインの作成について

社会経済活動の完全再開に向けた取り組みとして、新しい生活様式が日常に定着するよう、うがい、手洗い、マスクの着用などの基本的な対策を励行するとともに、段階的な緩和策として「(仮)ITOスタイル」をガイドラインとして作成し、あらゆる感染症に対して有効となる生活様式を提唱する。また、インフルエンザ等の感染症対策についても、ワクチンの接種を促す。

(6) 低所得のひとり親世帯等を対象とした臨時特別給付金について

政府が閣議決定した新型コロナウイルス対策の第2次補正予算に おいて、低所得のひとり親世帯等を対象として臨時特別給付金が支 給されることが決定したことから、対象者がもれなく受給できるよ うに、制度の周知及び利用の促進を図る。

(7) 医療・介護従事者への支援給付金の体制づくりについて

政府が閣議決定した新型コロナウイルス対策の第2次補正予算に おいて、医療・介護従事者への支援給付金が決定したことから、速 やかに給付等の措置ができる体制づくりを進める。

(8) 本市独自の給付金措置について

特別定額給付金の給付要件となる基準日(令和2年4月27日) 後の出生者に対し、本市独自の給付金措置を実施することについて、 再度検討する。

(9) 生活困窮者自立支援などの相談窓口について

生活困窮者自立支援などの相談窓口拡充のため、社会福祉士など の有資格者を増員し、それに対する事業費を支出する。

6 その他事項について

(1) 企業や家庭の財政的負担を軽減する施策について

新型コロナウイルス感染症の影響により営業収益や収入が減少する中、給付金の支給や政府資金の融資等にも相当の時間を要していることから、企業や家庭において、財政的負担となる市が徴収する利用料等について、免除または補助を行う。

(2) 納税相談のための窓口等の開設について

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難になった方への猶予制度の周知等、きめ細かい納税相談をするため、窓口等の開設を検討する。

(3) 3密を避けるための市内施設等における利用人数制限について

コミュニティセンター、図書館その他の公共施設の利用について、 当分の間、3密を避けるために利用人数等の制限を設ける。あわせ て、飲食店、ホテル・旅館、観光施設等の不特定多数の人が集まる 施設に対しても、同様の基準を設けることについて、要請する。

(4) 感染者確認時の情報発信のあり方について

本市において感染者が確認された際の情報発信のあり方として、 市民が誤報等に惑わされることのないよう、県と連携して、的確か つ最大限の情報を発信するとともに、その手順等についてマニュア ル化をし、市ホームページ等で公表する。また、SNS等において、 感染者に対する誹謗中傷等が拡散することを防止する観点から、市 民一人一人がプライバシーに対する配慮をし、差別等が生じること のないように、意識啓発の推進を図るとともに、発信する情報の取 り扱いについては、職員の意識づけの観点からも細心の注意を払う。



参考

【委員会の活動状況】

令和2年度

Ŗ	開催時期	主な調査事項等				
第1回	5月15日	・正副委員長互選				
第2回	5月20日	・運営方針の協議				
		・提言事項の協議				
第3回	5月27日	・提言内容の協議、決定				
		・行政視察旅費及び個人調査活動費の取				
		り扱いについて				
	6月 1日	・提言書の決定				

【新型コロナウイルス感染症対策特別委員会】

委員長 井戸清司

副委員長 鳥居康子

委員 佐藤 周

委員 杉本一彦

委員 佐藤龍彦

委員 鈴木絢子

委 員 浅田良弘